

## 岡星寮における再度の虐待・不適切な支援について

### 1：再度の虐待通報

一昨年夏、岡星寮で不適切な支援ないし虐待が行われているとの通報があり、岡山市の立入調査によりその事実が認定されたため、岡星寮では市の指導を受けて改善計画を取りまとめ、昨年の初めから改善に取り組んでいました。

ところが、改善の途上にあるにもかかわらず、昨年11月頃に再度の通報がなされたことから、今回は岡山市だけでなく、障害福祉サービス費の給付決定を行っている他の2市との3市合同での立入調査があり、全職員のみならず全利用者からも聴取がなされました。

### 2：通報内容

今回の通報内容は、①施設が建替移転したことにより自分の居場所が分からなくなっている利用者に対し、職員が「右」、「左」と大声で威圧的な指示をした、②睡眠を取っていた宿直職員が深夜、利用者に起こされたことに腹を立て、大声で利用者を叱責した、といったものでした。

建替移転後の新たな環境への適応に職員自身も苦心していた時期でもあり、心情的に理解出来る面もなくはないとはいえ、客観的に見れば、やはり不適切な支援・対応であることは否めないものと、その時点では認識していました。

### 3：市の立入調査結果

ところが、3市が利用者全員から話を聞いたところ、通報内容とは別に、3人の利用者から、③入浴後、皮膚薬を（医療的に必要がない）陰囊へ多量に塗られ気持ちが悪かった、④入浴時、洗体を掛け湯だけで済ませられ、湯船に漬かったと思ったらすぐに上がらせられた、⑤頬を手で押すようにして小突かれた、等の申立があったとのことで、施設として調査報告するよう求められるに至りました。

思いも寄らないことでしたが、直ちに利用者を確認したところ、市が聴き取ったのと同内容の申立てがあっただけでなく、頬を小突かれたという利用者からは更に、膝を蹴られたとの申立がなされました。

### 4：岡星寮の判断と対応

#### (1) 判断

利用者からの申立が事実なら、上記③、④は利用者への敬意を著しく欠いており、その尊厳を侵すものです。また、⑤は暴力行為であり、絵に描いたような典型的な身体的虐待に他ならず、施設として到底許容できないものです。そして、そのいずれもが特定の職員によるものであるとのことでした。

しかし、3人の利用者から③～⑤の行為を行ったと名指しされた特定の職員は、全く身に覚えがないとして、事実を否認しました。

上記③～⑤はいずれも浴室内か脱衣室という、他の職員の目に触れない、いわば密室状態の中で行われており、事実の裏付けとなる物的証拠がないため、客観的な事実として認定できるかどうかが問題の核心となります。

そして、利用者と職員の言い分が真っ向から対立している以上、論理的にはいずれかが真実であり、他方は虚偽であることとなります。

この点、③～⑤を申し立てた3人の利用者は、性格・気質や障害の程度は様々ですが、いずれも入所以来、相当の期間が経過している中で、これまで実際にはなかったことをあったと言ったことはありません。また、事実と反することを申し述べる理由も必要もなく、申述は一貫しており、場所や時間、状況等についても相応の具体性があることから、真実性が高いものと判断されました。

他方、職員の陳述は、③～⑤を認めれば自己に不利益となることから、否認することは理解出来ないでもありませんが、一昨年になされた通報の対象となっていたのもこの職員で、この時にはそれを目撃した職員等がいたにもかかわらず否認を続けたことを合わせ考えると、信用性は低いと判断されました。

なお、利用者に知的障害があるという理由で、その申述内容の信用性を否定すれば、居（個）室内や夜勤・宿直時など他の職員の目に触れない時と場所で虐待が行われても、物理的な痕跡が残らない程度のものであればお咎めなし、不問に付すこととなりますが、それでは屈辱や痛みを感じた利用者は泣き寝入りしなければならぬことになり、施設として利用者を守れない不当な結果になることも考慮すべきであると考えました。

以上を総合的に勘案した結果、岡星寮としては、③～⑤に係る利用者の申立は事実と合致するものと判断しました。

## (2) 対応

### ①当該職員への対応

上記の判断により、当該職員に対しては厳格な懲戒処分を科すことが適当であると考えられましたが、当法人では、処分の公正を期するため、法人外の学者や弁護士等の学識経験者を委員長とする懲戒委員会に諮り、その答申を得て処分を行うことと定めていますので、1月7日の法人理事会において懲戒委員会の審査に付すことを決定しました。

また、顧問法律事務所からの助言等を踏まえ、懲戒委員会の結論が出るまでの間、当該職員を利用者への直接処遇に関わらない業務にのみ従事させることとしました。

### ②施設側の対応

市の立入調査結果として、組織体制上の問題があり、なお改善を要するとの指摘を公文書により受けましたが、この点については、次のとおり改善計画を見直し対応しています。

#### 1) 職員が役職者に相談しやすい環境の整備

職員からの相談への対応力向上のため役職者が外部研修を受講することに加え、現場の状況を十分把握出来るよう役職者が不定期に現場を巡視するとともに、職員が役職者へ気軽に相談出来るよう定期的な相談日を設けました。

#### 2) 外部機関との連携協力

従来知識経験では対応し難い自閉症や注意欠陥多動性障害などの利用者を職員が適切に支援出来るよう、岡山市発達障害者支援センター等の外部機関と連携協力し、必要な指導助言を仰ぎながら対応して

いきます。

### 3) 改善計画の実行

言うまでもないことですが、上記の見直しに加え、前回の虐待通報を受けて作成した当初の改善計画についても、引き続き着実に実行していきます。

### (3) 総括

- ①令和5年度は施設の建替移転後1年目で、とりわけ年度前半には建物に不慣れな中、新たな施設に相応しい支援のあり方を模索しつつ日々の業務を行っていた時期であったため、時に苛立って声が大きくなったり、言葉がけがきつくなっていたことは否めませんが、職員はそのことも自戒しながら日々懸命に働いていました。  
また、そうした中であっても、虐待防止に向けた改善計画の実行にも真摯に取り組んでいました。
- ②にもかかわらず再度の通報がなされ、行政の立入調査の結果、特定の職員によるものとはいえ、利用者の人としての尊厳を損なう行為や、あまつさえ、絵に描いたような典型的な身体的暴行が行われていたとは、夢想だにしていませんでした。
- ③虐待や不適切な支援は決してあってはならない、許されないことです。職員一同、そのことを改めて深く心に刻み、虐待や不適切な支援の根絶に取り組むとともに、具体的な改善状況を定期的に公表してまいります。また、今後において万が一にも虐待や不適切な支援と思しき事象があれば、厳格に対処してまいりますので、利用者やご家族をはじめ皆様方におかれましては私たちの取組を見守り、率直な批判、叱咤激励を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- ④なお、虐待があったことに対する責任の所在を明らかにし、きちんとしたはじめをつけることは是非必要であることから、寮長について4～6月の3か月間、給料の10分の1を自主返納することといたします。おって、虐待等を行ったと認められた特定の職員については、懲戒委員会の答申を得て厳正な懲戒処分を行うべく手続を進めていましたが、処分前に当該職員から自発的な退職の申し出があったことから、これを了とすることといたしましたので、申し添えます。